平成２１年（フ）第３９３号
岐阜市三田洞東２丁目22番１―103号　市営住宅三田洞団地
債務者　山形　浩行
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２１８号
滋賀県草津市西大路町12―87メゾン我楽舎105号、住民票上の住所岡山県岡山市当新田257番地７
債務者　小林　浩志
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３６号
兵庫県川西市栄根２丁目22番15号310
債務者　松岡誠一郎
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２６号
奈良県五條市田園３丁目22番地の６
債務者　芝田かえで
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第７９号
山口県岩国市山手町３丁目21番９号
債務者　大野　博志
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第８０号
山口県岩国市山手町３丁目21番９号
債務者　大野　満江
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第８１号
山口県岩国市通津2096番地17
債務者　山本　和光
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第４８号
山口県下関市長府侍町１丁目４番16号、前住所山口県下関市清末鞍馬２丁目１番25号
債務者　岡本　優衣
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２１７号
山口県下関市彦島竹ノ子島町９番21号　竹の子アパート201号
債務者　石津　政宏
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２３５号
山口県下関市山の田東町６番３―102号　山の田東県営住宅
債務者　石橋　雅子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２４３号
山口県下関市清末中町１丁目４番39号
債務者　内賀島　剛
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３５号
徳島県小松島市中郷町字県前57―１、住民票上の住所徳島市新浜本町三丁目５番13号
債務者　森井　憲二
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６４号
徳島県吉野川市鴨島町飯尾550番地401
債務者　篠原　庄司
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６５号
徳島県吉野川市鴨島町飯尾550番地401
債務者　篠原千代子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１８号
高知県香南市野市町西野2087番地
債務者　恒石　勇行
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４４８号
高知市神田201番地１　サンフェニックス201号
債務者　中村　康子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４５６号
高知市種崎351番地　ハウスミングル206
債務者　黒瀬　明文
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４６６号
高知市神田1073番地10
債務者　小田　浩信
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
高知地方裁判所破産係